

素案（R4年1月）

札幌市自治基本条例に基づく
評価及び検討の結果について

<報告書>

2022年（令和4年）■月

第4次札幌市市民自治推進会議

報告にあたって

→ 当推進会議

第4次市民自治推進会議（以下、「~~推進会議~~」という。）は、札幌市自治基本条例（以下、「条例」という。）第31条及び第32条に定める、市民自治によるまちづくりに関する施策・制度についての評価及び条例の規定についての検討を行うための機関として、2020年（令和2年）3月に発足しました。

2007年（平成19年）4月の条例施行から14年余りが経過していますが、この間、札幌市は条例の本旨である「市民が主役のまちづくり」の実現に向け、市民と行政の情報共有、市政及び身近な地域のまちづくりへの市民参加を推進するために、さまざまな施策の実施や制度の策定に取り組んできたものと認識しています。

→ 2020年（令和2年）

また、令和2年頃からの全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、札幌市でも多くの取り組みが縮小や中止を余儀なくされている中で、市民自治を推進していくために工夫をこらし、できることを着実に取り組んでいくとの姿勢がうかがえます。

他方、条例の施行から相当程度の期間が経過していることもあり、さまざまな取組が定着してきた一方で、これまでの取組がどれ程の効果を挙げているか、しっかりと検証した上で、改めて将来の在り方を考えていくことが必要との思いも抱いたところです。

推進会議の発足から現在に至るまで、計■回の会議を開催しており、評価の対象が条例全体にわたる施策・制度に及ぶとともに、条例の規定についても検討が必要である等、広範かつ高度な議論が必要でしたが、各委員の市民自治推進に対する強い思いに基づき、活発な議論を重ねてきた結果、現状における課題を見出すことができたものと考えます。

当報告が、札幌市の施策・制度及び条例の規定についての見直しに役立てられ、ひいては札幌市における市民自治の推進に寄与することを期待しています。

< 第4次市民自治推進会議 委員 >

(座長以外 50 音順、敬称略)

石黒 匡人 (座長)

池田 真弓

柴田 崇行

鈴木 克典

武岡 明子

皆川 智司

宮本 奏

(以下について最終段落の前に追記)
その詳細は以下に記すとおりですが、今後の評価・検討結果の柱は、市民自治推進会議による評価・検討の実効性をいっそう高めること、そしてそのためにも市自らによる点検・評価をさらに充実させること、その必要性を指摘していることにあります。

(内容全体について)
市の取組実績の記載が多い。推進会議の活動履歴をメインに記載すべき。

< 目 次 >

1 評価及び検討の概要	1
(1) 目的	1
(2) 施策・制度の評価の方法	1
(3) 条例の規定についての検討の視点	1
(4) 評価及び検討の工程	2
2 条例第31条に基づく施策・制度の評価の結果	3
(1) 多様性に係る取り組みについて（前文）	3
(2) 条例の認知度について（条例全体）	3
(3) 市民意見の市政への反映について（第13条）	3
(4) 市民自治の視点による行政評価の実施について（第19条）	4
(5) 市政への市民参加の推進について（第21条）	4
(6) 青少年・子どもへの自治基本条例の啓発について（第24条）	5
(7) 分かりやすい情報提供について（第26条）	5
(8) まちづくりセンターの体制について（第28条）	6
(9) 区におけるまちづくりについて（第29条）	6
(10) 国際的な観点からの評価について（第30条）	6
(11) 評価、見直しの仕組みの改善について（第31条）	6
(12) 市民意見を聴く手段について（第32条）	7
(13) 市民自治推進会議の検討結果等に対する市の扱いについて（第33条）	7
3 条例第32条に基づく条例の規定についての検討結果	8
(1) 前文について	8
(2) 条例全体について	9
(3) 第2条について	9
(4) 第8条について	10
(5) 第21条について	11
(6) 第22条について	11
(7) 第28条について	12
(8) 第31条について	12

<目次>…全体構成の修正に伴い、見出しを以下の通りに変更する。

1. 本報告書の位置付けおよび取り纏め作業の概要
 - (1) 位置付け
 - (2) 作業概要
2. 報告事項
 - (1) 条例第31条に基づく施策又は制度についての評価
 - a. 多様性に～
 - b. 条例の～
 - (2) 条例第32条に基づく条例の規定についての検討
 - a. 前文に～
 - b. 条例全体に～

資料集	15
札幌市自治基本条例	16
札幌市自治推進会議規則	22
第4次市民自治推進会議委員名簿	23
札幌市の主な施策・制度の整備及び運用の状況	
(1) 第2章 市民(第6条～第9条)	24
(2) 第3章 議会及び議員(第10条～第12条)	24
(3) 第4章 市長及び職員(第13条～第15条)	25
(4) 第5章 行政運営の基本(第16条～第20条)	26
(5) 第6章 基本原則によるまちづくりの推進(第21条～第29条)	27
(6) 第7章 他の自治体との連携・協力(第30条)	34
(7) 第8章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価及び条例の見直し(第31条～第33条)	34
第4次市民自治推進会議の概要・資料	35

1 評価及び検討の概要

(1) 目的

札幌市自治基本条例（以下「条例」という。）第31条で、市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならないとされており、その評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるように努めることとされている。

また、条例第32条で、市は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずることとされている。

市民自治推進会議（以下、「推進会議」という。）は、札幌市が第31条に基づく市民自治によるまちづくりに関する施策・制度についての評価及び第32条に基づく条例の規定についての検討を行うにあたって、市民の意見を聴き、適切に反映させるための仕組みの1つとして、第33条に基づき設置される機関である。

第4次推進会議（以下、「当推進会議」という。）は、2020年（令和2年）3月18日からの2年間を任期とし、公募による市民委員2名を含む7名の委員で構成され、第31条及び第32条に基づく評価及び検討を行うことを目的としている。

→（3ページ目「2 条例第31条に～」の冒頭に記載する。）

(2) 施策・制度の評価の方法

当推進会議は、条例第31条に基づき、条例の各条文と、それに関連する札幌市の施策・制度を照らし合わせて、これらが条例の趣旨に沿ったものとなるべく整備・運用されているか等について確認しながら、施策・制度についての評価を行った。

評価に当たっては、札幌市からの説明のほか、必要に応じて過去の推進会議による評価、市民アンケート結果など市民意識を示すデータ等も参考に、さまざまな観点から評価を行うよう努めた。

評価の結果、改善が必要と考えられるものについては、その課題や問題点を検証するとともに、改善に向けての方向性について、また、大きな問題は見受けられない事項についても、より市民自治を推進していくために取り組むべきことがあれば、その方向性について提言を行った。

→（8ページ目「3 条例第32条に～」の冒頭に記載する。）

(3) 条例の規定についての検討の視点

当推進会議は、条例第32条に基づき、条例の規定について見直しが必要であるかどうか、札幌市の取組、市民の意識、社会情勢の変化等を踏まえ、市民自治のあるべき姿と照らし合わせながら検討を行った。

規定の見直しを行うに当たっての判断基準は、当該規定を改正しなければ、市民自治推進の取組を進めることが困難と考えられる場合や、現行の規定では時代とともに変化する項目に対応できる

内容となっていない場合等を基本として、その段階まで至らないが改善の余地がある項目は、条例の趣旨を実現していくために取り組むべき方向性について提言を行った。

(4) 評価及び検討の工程

当推進会議は、本報告に至るまでに計■回の会議を開催した。[表1]

第1回の会議において、推進会議の趣旨や札幌市におけるこれまでの取組等についての説明を事務局から受け、第2回～第3回の会議で市民参加条例の在り方について議論を行い（同項目についての報告は別途取りまとめる予定）、第4回～第7回の会議において、札幌市からの説明及び関連資料の提示を受けながら、条例第31条及び第32条に基づく評価・見直しについて議論を行った。

第8回以降の会議では、これまでの議論を踏まえ、札幌市の施策・制度等に対する当面の評価及び条例の規定についての見直しに係る検討の総括と報告内容の整理を行った。

表1 第4次市民自治推進会議の開催状況

第1回 2020年(令和2年)3月18日開催	座長の選出、推進会議の趣旨・想定スケジュールの確認、事務局からの札幌市における市民参加の主な取組等の説明
第2回 2020年(令和2年)6月26日開催	市民参加条例の在り方についての検討
第3回 2020年(令和2年)8月24日開催	市民参加条例の在り方についての検討
第4回 2020年(令和2年)11月5日開催	札幌市の施策・制度の評価、条例の規定についての検討 (主に前文・第1章～第5章)
第5回 2021年(令和3年)1月14日開催	札幌市の施策・制度の評価、条例の規定についての検討 (主に第6章)
第6回 2021年(令和3年)3月26日開催	札幌市の施策・制度の評価、条例の規定についての検討 (主に第6章)
第7回 2021年(令和3年)7月7日開催	札幌市の施策・制度の評価、条例の規定についての検討 (主に第6章～第8章)
第8回 2021年(令和3年)11月12日開催	条例の規定についての検討の総括
第9回 2021年(令和3年)11月26日開催	条例の規定についての検討の総括 札幌市の施策・制度の評価の総括
第10回(書面会議形式) 2021年(令和3年)12月27日～ 2022年(令和4年)1月14日開催	自治基本条例に基づく評価及び検討に係る報告書の内容についての検討
第11回 2022年(令和4年)1月21日開催	自治基本条例に基づく評価及び検討に係る報告書の内容決定 市民参加条例の在り方についての検討の総括

市では全国的にも早くから性的マイノリティに係るパートナーシップ宣誓制度を採用するなど、多様性の尊重に取り組んでいることが認められる。2015年に国連で採択された国際目標「SDGs」では、持続可能で多様性のある社会に向けて「誰ひとり取り残さない」ことが謳われ、市も「SDGs未来都市」に選定されている。前文の中で、「多様な価値観を認め合うこと」、「多様な人の縁」を大切にすることはうたわれているが、こうした世の中の流れを踏まえ、多様性を重視する取組みをさらに進めていくべきである。

2 条例第31条に基づく施策・制度の評価の結果

当推進会議が、条例第31条に基づき行った、札幌市のまちづくりに関する施策・制度についての当面の評価は、次のとおりである。

↓
当推進会議における

(1) 多様性に係る取組みについて（前文）

前文の中で、多様な価値観を認め合うことについて触れられているが、市では全国的にも早くから性的マイノリティに係るパートナーシップ宣誓制度を採用するなど、多様性の尊重に取り組んでいることが認められる。

2015年に国連で採択された国際目標「SDGs」では、持続可能で多様性のある社会に向けて「誰ひとり取り残さない」ことが謳われ、市も「SDGs未来都市」に選定されている。市はこうした世の中の流れを踏まえ、前文の理念を実現するための取組を更に進めていくべきである。

条例の認知度については、すでに第3次市民自治推進会議の報告書（平成28年11月）で、周知の効果をより高める方法を検討していくべきと提言されていた。令和元年度の市民インターネットアンケート調査では条例を「知らない」との回答が約7割を占めており、認知度は依然として高まっていない。

(2) 条例の認知度について（条例全体）

条例の認知度について、令和元年度の市民インターネットアンケート調査では「知らない」との回答が約7割を占めており、第3次市民自治推進会議の報告書で、周知の効果をより高める方法を検討していくべきと提言されている。

しかしながら、市民にとっては、まちづくり活動に参加してから条例について知るということが多いと考えられるため、条例の名前や内容を知っているかどうかよりも、市民にとって欲しい情報が提供されているか、参加の選択肢がいろいろあることが身近に感じられるかなど、市民にとってまちづくり活動に参加しやすい環境・制度が整っているかということがより大事と考えられる。

ただ

まちづくり参加

「重要」または「大切」

↓
欲しいまちづくりに関する情報

市民がまちづくり活動に参加しやすい環境・制度を整え、実際に参加する中で条例の認知度を高めていく

(3) 市民意見の市政への反映について（第13条）

市民の意思を把握し、市政の運営に反映させることについて、その取り組み具合を客観的に評価するためには、市民意見の総数から評価するだけでは不十分と考えられる。例えば、市民意見が市政に反映された数のような切り口など、これまでよりも更に踏み込んだ分析に取り組むべきである。

また、市民から寄せられる声には多くの苦情等も含まれていると思われるが、そうした苦情にはアイデアや参考にするべきところが含まれており、広い意味で市政への参加とも捉えられる。

このため、市は苦情等について数だけではなく、内容についてしっかりと把握して、市政の改善につなげていくことが必要である。

↓
評価指標による分析

(3～7ページについて)

2(1)～(13)の各項目について、「評価結果」と「提言」に分けて記載する。

(4) 市民自治の視点による行政評価の実施について（第19条）

市は、事業所管部が行う評価の中に、市民自治の視点から事業を評価する項目を盛り込み、当該項目について、更に行政評価委員会が評価するといった方法など、市民自治の実現・推進の観点からの評価を行うことができるような項目を付加するべきである。

(5) 市政への市民参加の推進について（第21条）

① 職員のための情報共有・市民参加推進の手引きの見直しについて

「職員のための情報共有・市民参加推進の手引き」について、策定から10年がたっており、SNSやオンラインの活用など情報共有、市民参加の形も変化してきていることから、市は内容の更新を図るべきである。なお、更新に当たっては、性別、年齢、障がいの有無、経済状況、文化的背景、国籍等により不当に不利益を受けないことを定めた条例第21条第3項第4号に関して、不利益を受けないようにするための具体的な手法や改善例なども掲載することが望ましい。

また、手引きの表題に「職員のための」と付いているが、どういう情報提供や市民参加の手法があるのか、市民こそ知る必要があることから、「市民のための」手引きも必要と考える。

② 附属機関の委員について → (公募委員の割合の目標値は1/3以上とする)

条例第21条第4項に定められている附属機関について、第3次市民自治推進会議における評価では、女性委員比率40%を達成するよう努めるべきとされていたが、令和元年度実績で約30%であり、市は改善に向けて取り組むべきである。

なお、公募委員に関しては女性を積極的に採用しており、努力している面が認められる一方で、公募委員以外の女性委員比率は決して高いと言えず、委員の選出を依頼する相手先などに女性委員の選出について、可能な範囲でお願いするよう働きかけるなどの取り組みも必要と考える。

また、公募委員制導入機関の割合や、公募委員の割合についても一定の目標を設定して、市民自治推進本部で評価するといった取り組みを行うことが望ましい。その際、公募委員について附属機関の専門性等から採用を広げることが難しい理由があるのなら、その理由について市内部で確認・整理しておくことが必要と考える。

を実施するに当たって (主語がはっきりせず、何を言いたいのかはっきり読み取れない?)

③ 市民へのアンケートについて

アンケート結果について、~~どの程度を目指すべきか~~、どのような方法で取り組めばよいのかを考えるには、基準となる目標があることが望ましいが、内容によっては数値等で目標を置くことが難しい場合も考えられる。このため、アンケート結果については市民自治推進本部など市内部で提起し、結果をどのように捉えて今後取り組んでいくべきか、議論することが大事と考える。

更に、アンケート回答の選択肢について、単純に「そう思う」、「思わない」というもの以外に、
大切

その理由について詳しく回答できる項目を設定したり、インターネットアンケートの回答者について、一番低い年齢区分が「39歳以下」でまとめられているものを20代と30代に分けたりするなど、より実態がつかめるよう工夫することが望ましい。

なお、アンケート項目については、経年的な変化を比べることも必要であり、むやみに変えない方がよい場合もあるが、毎回聞く質問と何回かおきに聞く質問を設けるなどしてもよいと考える。

また、市民へのアンケート結果は、市民自治の推進に当たって大きな指標の一つとなり得るが、アンケートだけに捉われることなく、例えば市民ワークショップへの応募者数の推移など、総合的・全体的に見ていくことが必要と考える。

よい場合

④ パブリックコメントについて

パブリックコメントに寄せられた市民からの意見を、各部局が採用したかどうかの判断が適正であったかどうか、条例案等についてはある意味で議会がチェックしていると言えるが、可能であれば、例えば行政評価委員会等、どこかでチェックする仕組みも考えていくことが望ましい。

また、パブリックコメント制度の実績を評価するために、市は寄せられた意見の件数だけでなく、出された意見のうち採用された意見が何件あったのかについても集計・公表すべきと考える。

⑤ ワークショップの開催について

市民が参加するワークショップについて、第31条に基づく評価の機会としてだけでなく、第21条に基づく市政への市民参加としての意味合いから、パブリックコメントに並ぶような位置付けとして、市は積極的に実施していくことが望ましい。

(6) 青少年・子どもへの自治基本条例の啓発について (第24条)

~~高校生や大学生ぐらいのときに~~、出前講座などにより自治基本条例について知ってもらおうと、自分も参加しようという思いが目覚めて、大人になっても認識されると思われることから、市はそのような啓発の機会を増やしていくことが望ましい。

小・中学校、高校生、あるいは大学生の頃より

(7) 分かりやすい情報提供について (第26条)

市は、附属機関の公募委員募集時に、その委員がどのようなことをやるのか、どのような役割が求められているか等について、より分かりやすく情報提供を行っていくべきである。

また、情報提供の方法について、市民各人その人が関心を持っている分野の情報が送られてくるようにするなど、更なる工夫に努めていってほしい。

(8) まちづくりセンターの体制について (第 28 条)

→ まちづくり活動の場
場所や情報の提供以外に、まちづくりセンターに求められる大事な役割の一つが、町内会や地域組織の運営相談に乗ることであるが、その際、~~NPO~~の運営相談など市職員では限界があることについては、専門性や経験のある方を配置するなど、まちづくりセンターの機能を充実させる取組や施策が必要と思われる。
(「NPOの」を削除)

また、まちづくりセンターの自主運営について、市職員がいない状態で市民がまちづくりセンターの運営を行うことはハードルが高く大変と思われる。以前に月寒まちづくりセンターが自主運営を返上した際は、同センターは諸証明の即時発行をやっており数が多く大変だったという経緯があったが、概してまちづくりセンターで行っている諸証明の発行件数は少ないことから、地域の中でやらなくても良いという合意があれば、当該業務を外すような柔軟な対応も必要と考える。

(9) 区におけるまちづくりについて (第 29 条)

市民ワークショップにおいて、区単位でボランティアを登録するような仕組みの提言や、区の会館で自由に使える場所をつくってほしいといった要望など、区に関する提案が数多く出ており、市民にとって区というのは身近な存在だと思われる。市でももう少し区に力を入れ、こうした提案を取り入れて検討していくことが望ましい。

(10) 国際的な観点からの評価について (第 30 条)

第 3 次市民自治推進会議で、市民自治に関するアンケートに国際的な観点からの評価項目がないから加えてはどうかと指摘されており、多文化共生の観点から外国人の市民を対象にしたアンケートは別途行われているが、市民自治に関するアンケートにはそのような項目がない。

外国人の市民の方も増えている状況であるため、市は国際的な観点からの評価についてのアンケート項目も考えるべきである。いたところ

いるものの

(11) 評価、見直しの仕組みの改善について (第 31 条)

① 市民自治に係る取組の定期的・恒常的なチェックについて

市民自治に係る取組の評価や見直しの仕組みを充実させたり、実効性を高めたりしていくには、市民自治推進会議について数年おきに条例を見直すためだけの組織に留めておくのではなく、常設的な組織として市の取組について定期的なチェックを行う方法や、評価等を行うために必要な統計データを市が毎年取って、定期的に市民自治推進会議に示すことで恒常的なチェックという形で回していく方法など、やり方はさまざまであるが、何らかの仕組みの改善が必要と考えられる。

行うという

② 積極的な市民意見の聴取について

他の自治体では市民の意見を聴くに当たって、いわゆる待ちの姿勢ではなく、積極的にこういうことをしなければいけないということを明示しているところもある。

最近ではワークショップなど、積極的に市民の意見を聴きに行くための手法がいろいろとあるが、市でも、そのような手法を取り入れていくことについて、条例そのものではないとしても、~~文言~~の形でどこかに盛り込むことを検討すべきである。

「明文」または「ガイドライン等」

なお、上記の検討に際して、市民意見の聴取について客観的・定量的なデータで、聴き方が~~足りない~~ことを示すことができれば望ましいと思われる。

→ 不十分な点など

(12) 市民意見を聴く手段について (第 32 条)

条例第 32 条の条文中にある「市民の意見を聴いたうえで」の部分に関して、区役所には町内会や、興味がある方からの意見が寄せられると思われるので、各区役所で地域の意見を吸い上げることで、更なる草の根の意見を聴くことができると考えられる。

(13) 市民自治推進会議の検討結果等に対する市の扱いについて (第 33 条)

例えばパブリックコメントでは意見が出されたら、市は検討を行い、それに応じた修正をしたり、もし意見を採用できない場合は、なぜ採用できないのか検討結果を公表している。

市は、市民自治推進会議での検討結果や提言等についても同様に、市としてどう取り扱ったのか、結果や考え方を示すようにすべきである。

3 条例第 32 条に基づく条例の規定についての検討結果

当推進会議は、条例第 32 条に基づき、~~8 項目について検討を行った~~。その結果、条例の規定を見直す必要までには至らないが、各項目について提言を示すべきとの結論に至った。[表 2]

検討の詳細については(1)以下に記載する。

~~がある~~とまでは考えない 検討は条例全体について行った。その結果 8 項目の提言を取りまとめた

表 2 条例第 32 条に基づく条例の規定についての検討項目

対象条項	概要	検討結果
前文	LGBT などの多様性に関する観点を盛り込むことについて	見直し不要。
条例全体	市民自治の視点によるチェックの仕組みを条例に盛り込むことについて	見直し不要。
第 2 条	「まちづくり」の定義に「防災」に関する内容を加えることについて	見直し不要。
第 8 条	市民の責務に地域社会に関する内容を加えることについて	現時点では見直し不要。
第 21 条	市政への市民参加に関する配慮事項に係る記述を見直すことについて	見直し不要。
第 22 条	住民投票に係る記述の内容を見直すことについて	見直し不要。
第 28 条	まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくりに関する条文の内容を見直すことについて	現時点では見直し不要。
第 31 条	「評価」に係る記述を見直すこと及び市民自治推進本部の設置根拠を条例中に置くことについて	現時点では見直し不要。

(8～13ページについて)
3(1)～(8)の各項目について、“提言”として簡潔にまとめた記載とする。

(1) 前文について

□ 検討事項

LGBT の人々に対する世間の認知が急速に広がっており、多様性を認めていこうという流れがあることを踏まえ、こうした多様性に関する観点を前文に盛り込むべきか否かについて検討を行った。

□ 検討結果

見直しは不要。

ただし、多様性を尊重することは、これからますます重要になるものであり、LGBT に関係することも含めて今後も多様性を尊重するまちづくり、市政運営を進めていくことが必要である。

□ 検討における議論の概要

(文章の見直しを提案)

LGBT を始めとする多様性を尊重するという観点は重要なものであるが、前文には「~~多様な価値観を認め合って~~」という文言があり、LGBT もこの中に含まれていると考えられる。

また、LGBT について前文に盛り込むことで、市民に広く関心を持ってもらうことにつながる

の考え方もあるが、多様性についてはLGBT以外にもさまざまな観点があるため、前文の中に含まれているとすることが適当と考えられる。

(2) 条例全体について

□ 検討事項

条例第31条では、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価することが定められている。

市の施策やその運用等について、市民自治の視点に照らして、市の対応が正しかったかどうかを評価・チェックする仕組みに関して、それを盛り込むべきか否かについて、特定の条項についてではなく条例全体を対象に検討を行った。

□ 検討結果

見直しは不要。

ただし、市民自治の視点から市の施策やその運用等について評価・チェックすることは大変重要であり、そのための仕組みを整備する必要がある。

□ 検討における議論の概要

条例第31条に、市民自治の視点による評価に関する仕組みの整備について定められているが、現状では評価の指標や仕組みについて十分に確立されていない状況にあるため、これらの充実に向けて取り組んでいく必要がある。

ただ、そのために条例の規定を具体的に見直すことは難しいと考えられる。

(3) 第2条について

□ 検討事項

条例第2条では「まちづくり」の定義について規定しているが、防災は市民にとって重要な位置を占めていると考えられることから、条文中に「防災」についての文言を加えるべきか否かについて検討を行った。

□ 検討結果

見直しは不要。

ただし、安全・安心な暮らしやすいまちの実現において、防災は非常に重要なことであり、市は例えば防災に関する条例等の制定など、市民への啓発に取り組んでいく必要がある。

□ 検討における議論の概要

条例第2条では「まちづくり」の定義として、「地域社会における安全及び安心の推進」という

文言があり、これに防災も含まれていると考えられる。

また、防災について盛り込むことで、市民の関心を高めることにつながるとの考え方もあるが、地域社会における安全・安心には、防災のほかにも防犯や消防など、さまざまな観点があるため、条文中に包含されているとすることが適当と考えられる。

(4) 第8条について

□ 検討事項

条例第8条では、市民の責務として「まちづくりに参加」ということが条文化されているが、更に「良好な地域社会」「コミュニティ形成のためにともに助け合う」「絆」といった内容を盛り込むなど、地域社会の中でともに助け合い、協力し合いながら地域を形成していくという条項を加えるべきか否かについて検討を行った。

□ 検討結果

(以下の文章を追加)
議会や議員、市長について、条例第10条、第12条、第13条で「役割及び責任」と示しているが、市民については第8条のとおり「責務」となっている。表現を統一すべきか否かについて検討を行った。

現時点では見直しは不要。

ただし、前文に「多様な人の縁と地域の絆を大切に力を寄せ合い」という文言が入っており、市民のまちづくり活動や、その支援においては、こうした考え方を意識して取組を進めていく必要性が高まっているものとする。

また、議会や議員、市長については、条例第10条、第12条、第13条で「役割及び責務」と示しているが、市民については第8条のとおり「責務」のみとなっている。今後、条例改正を行うことがある際は、このように異なる取扱いをしている意味等を整理した上で検討する必要がある。

(役割と責務の適用については条例のままでよい)

□ 検討における議論の概要

人と人との絆が大切という考え方は、町内会活動や防災の取組など、さまざまな状況が挙げられるが、市民がまちづくりに参加していく上で、近年重要になってきているものと思われる。

しかし、ただ、市民の責務として、地域とのつながりや絆といった文言を条文中に入れることは、そのようなことがあまり必要だと思わない人にとって、強すぎる内容と受け取られる懸念がある。

また、既に「地域の絆を大切に」という文言が前文に入っていることも踏まえると、このような考え方を意識して取組を進めていく必要性が高まっているということを提言するに留めることが適当であるとする。

なお、議会や議員、市長については、条例第10条、第12条、第13条で「役割及び責務」と示しているが、市民については第8条のとおり「責務」のみとなっている。表現の仕方としては強さに応じて義務、責務、役割などさまざまな文言が想定され、また、役割と責務の両方を記載するなどさまざまな考え方があると思われる。

条例策定の過程でいろいろな意見があつて、現在の形に落ち着いたものと考えられるが、今後、条例の改正を行うことがある際には、改めてどのような文言であるべきか考え方を整理した上で、検討する必要があると思われる。

(5) 第21条について

□ 検討事項

条例第21条第3項には、市政への市民参加の機会を設ける場合に、市が配慮する事項が定められている。

近年、LGBTやSDGsなど新しい考え方が出てきていることを踏まえ、条文中の配慮事項について見直すべきか否かについて検討を行った。

□ 検討結果

見直しは不要。

ただし、市は自治基本条例を運用していくに当たり、その時々状況に応じた配慮事項について意識して取組等を進めていく必要がある。

□ 検討における議論の概要

多様性に関する観点を前文に盛り込むべきか否かについての議論とも関わってくることだが、配慮すべき事項は、時代とともに変わっていくものである。

市は、あらゆる取組や活動において、そのような配慮事項を意識して進めていく必要があるが、条例としては第21条第3項第4号に「等」という文言が入っていることで、そのような考え方についても含まれているとするのが適当と考えられる。

(6) 第22条について

□ 検討事項

条例第22条では、市は別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる旨が定められているが、住民投票について「~~市は~~ではなく「市民は」といったように、市民からも住民投票の実施を求めることができる旨や、常設型の住民投票条例に関する内容を盛り込むべきか否かについて検討を行った。

「市」のみでなく

□ 検討結果

見直しは不要。

ただし、市は住民投票に関する条例の制定について、市民からの発意による実施という観点も踏まえて検討を行うべきである。

□ 検討における議論の概要

(推進会議として住民投票条例の制定等について踏み込むべきではない)

市民の意見を聞いた方が良いと思われる重要な問題が生じたとき、そこから住民投票条例を制定するのではなく、あらかじめ常設型の住民投票条例を制定しておいて、そのような事態が生じた際に、すぐ対応できるようにしておくことが望ましい。条例第22条を改正する必要はないが、市は住民投票実施に際して起こり得る事例等について調査を始めるなど、検討を行うべきである。

また、市民からの要望によっても住民投票を実施することができる旨を盛り込むことについても、併せて検討すべきと考える。

(7) 第 28 条について

□ 検討事項

条例第 28 条第 2 項の（地縁による団体を除く。）という部分があることにより、条文の意図する内容が分かりにくくなっていると思われるため、文言を変更すべきか否かについて検討を行った。

□ 検討結果

現時点では見直しは不要。

ただし、今後、条例改正を行うことがある際は、併せて（地縁による団体を除く。）の部分削除しても問題ないか、法制的な可否について検討することが必要である。

□ 検討における議論の概要

条例第 28 条第 2 項の（地縁による団体を除く。）という部分を入れることにより、まちづくり活動を行っている団体として、まず町内会、自治会等の地縁による団体を挙げて、更に地縁による団体以外にも、地域においてまちづくり活動を行っているものがあるという条文構成になっている。

仮に（地縁による団体を除く。）という文言を削除しても、違和感はなく読めることから、条文として問題は生じないと思われるが、法制的に問題ないかどうかまでは断定できず、現在の条文が間違っているという訳でもないことから、今後、条例改正を行うことがある際は、併せて当該文言を削除しても問題ないか、法制的な可否の検討が必要ということを提言するに留め、条文の見直しまでは不要と考える。

(8) 第 31 条について

□ 検討事項

条例第 31 条では、市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備する必要があることが定められている。

条文中で定めている「評価」について、市も自ら行うことを条文中に盛り込むべきか否か、また、評価・見直しを行うための仕組みの一つとして、市が要綱に基づき設置している市民自治推進本部に関して条例中に設置根拠を置くべきか否かについて検討を行った。

□ 検討結果

現時点では見直しは不要。

ただし、市は自らも評価する仕組みを整理するものとして、その取り組みが不十分であるような

ら、必要に応じて条例の見直しも視野に入れるべきである。

~~また、市民自治推進本部については、その位置付けを踏まえ、運用方法等について更なる改善を図るべきである。~~

→(もっと具体的な記述に修正すべき)

□ 検討における議論の概要

現行の条例が、市も自ら、施策又は制度について評価する必要があると定めているかどうかについて、条文の文言からは明確に読み取ることができないが、市が自ら評価することは当然に必要なことであると考えられ、市はそのための仕組みをしっかりと整理する必要がある。

また、市民自治推進本部の設置は、市が決定を行うに当たっての組織内部における運用上の話であり、~~条例で定めるような性質のものではない~~と考えられるが、市として評価を行うに当たり、十分に機能していないのであれば改善を図るべきである。

↓
(当該部分は削除すべき)

資料集

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 市民

第 1 節 市民の権利（第 6 条・第 7 条）

第 2 節 市民の責務（第 8 条・第 9 条）

第 3 章 議会及び議員（第 10 条—第 12 条）

第 4 章 市長及び職員（第 13 条—第 15 条）

第 5 章 行政運営の基本（第 16 条—第 20 条）

第 6 章 基本原則によるまちづくりの推進

第 1 節 市民参加の推進（第 21 条—第 24 条）

第 2 節 情報共有の推進（第 25 条—第 27 条）

第 3 節 身近な地域におけるまちづくりの推進（第 28 条・第 29 条）

第 7 章 他の自治体等との連携・協力（第 30 条）

第 8 章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価及びこの条例の見直し（第 31 条—第 33 条）

附則

私たちのまち札幌は、北の大地に、自然の恵みとともに暮らしてきた人たちと、日本各地から移り住んできた人たちが、それぞれの伝統と文化を紡ぎ、はぐくみながら、外国の先進の英知も取り入れて、北方圏の拠点都市として飛躍的な発展を遂げてきました。

「わたしたちは、時計台の鐘なる札幌の市民です」とうたい出される札幌市民憲章は、こうした札幌の歴史と風土そして自然環境を誇りとし、昭和 38 年に市民の総意として制定され、永く市民の心のよりどころとなっています。

私たちには、この気高い市民憲章を札幌の心としながら、先人の築いたまちを、更に良いまちにして未来の世代に継承していく責任があります。

私たちは、平和を愛し互いを尊び、多様な価値観を認め合って、すべての市民が平穏な暮らしの中で自己実現できる札幌でありたいという、一人一人の札幌への思いが、世界の人々が思い描く理想と響き合うことを願っています。そして、自らの権利と責務を重く受け止め、多様な人の縁と地域の絆を大切に力を寄せ合い、まちづくりのために自ら主体となって選択し行動することにより、大都市でありながら一人一人の思いや声が調和の中で生かされる、市民自治を実感できるまち札幌を目指します。

そこで、私たちは、まちづくりの担い手である市民と議会、行政の役割や関係を明らかにし、私たちのまちを私たちみんなの手で築いていくために、まちづくりの最高規範として、ここに札幌市自治基本条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び議員並びに市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の役割及び責務並びにまちづくりの基本的事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。

2 この条例において「まちづくり」とは、快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。

3 この条例において「市政」とは、まちづくりのうち市（議会及び市長等をいう。以下同じ。）が担うものをいう。

（この条例の位置付け）

第3条 市及び市民は、本市のまちづくりの最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

2 市は、総合計画その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

（基本理念）

第4条 まちづくりは、市民が主体であることを基本とする。

2 市政は、市民の信託に基づくものであることを基本とする。この場合において、議会及び市長は、緊張関係を適切に保ちながら市政を進めるものとする。

3 市民、議員並びに市長及び職員は、それぞれの役割や責務を相互に認識し、不断の努力を重ね、連携して市民自治によるまちづくりに取り組むことを基本とする。

（まちづくりの基本原則）

第5条 まちづくりは、市民の参加により行われるものとする。

2 市及び市民は、まちづくりを進めるために必要な情報を共有するものとする。

3 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うものとする。この場合において、市は、市政への市民参加を推進し、市民の意思を尊重するものとする。

第2章 市民

第1節 市民の権利

（まちづくりに参加する権利）

第6条 すべての市民は、まちづくりに参加することができる。

（市政の情報を知る権利）

第7条 すべての市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。

第2節 市民の責務

（市民の責務）

第8条 市民は、互いにまちづくりに参加する権利を尊重し、相互の理解及び協力に基づいてまちづくりを進めるものとする。

2 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努めるものとする。

3 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。

（事業者の責務）

第9条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

第3章 議会及び議員

（議会の役割及び責務）

第10条 議会は、本市の意思を決定する機関として、及び執行機関を監視する機関として、その役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、政策の形成に反映させるものとする。

3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、参考人制度等により広く専門家等の知見を生かすよう努めるものとする。

(市民に開かれた議会)

第11条 議会は、十分な討論により市政における争点を明らかにするとともに、審議に関する情報を公開することなどにより、開かれた議会運営に努めるものとする。

2 議会は、議会の活動内容に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けるものとする。

(議員の役割及び責務)

第12条 議員は、この条例に定める議会の役割及び責務を果たすため、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 議員は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、これを政策形成及び議会の運営に反映させるよう努めるものとする。

3 議員は、調査研究活動等を通じ、議会における審議及び政策立案活動の充実に努めるものとする。

第4章 市長及び職員

(市長の役割及び責務)

第13条 市長は、本市の代表として、事務の管理及び執行、補助機関である職員の指揮監督、内部組織の運営その他の職務を公正かつ誠実に遂行しなければならない。

2 市長は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、市政の運営に反映させるものとする。この場合において、市長は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴くよう努めるものとする。

(職員の責務)

第14条 職員は、全体の奉仕者として、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。この場合において、職員は、市民の視点に立って職務を遂行するとともに、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めるものとする。

(職員の育成)

第15条 市長その他の任命権者は、職員の適材適所の配置及び登用、職務能力の開発等を通じて、市民自治によるまちづくりを推進する職員の育成に努めるものとする。

第5章 行政運営の基本

(行政運営の基本)

第16条 市長等は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。

2 市長等は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、これらに対応した組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行うよう努めなければならない。

3 市長等は、まちづくりを進めるために必要な条例の立案及び規則等の制定改廃を適切に行うとともに、法令の解釈及び運用を適正に行うものとする。

4 市長等は、本市の関与の大きい出資団体について、その設立目的に沿った適正な運営等の視点から、必要な指導及び調整を行うものとする。

(総合計画等)

第17条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

2 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、その計画に関する情報をあらかじめ市

民に提供し、広く市民の参加を得るものとする。

3 市長等は、総合計画について、指標を用いることなどにより、その内容及び進捗状況に関する情報を市民に分かりやすく提供しなければならない。

4 前2項の規定は、まちづくりに関する重要な計画（総合計画を除く。）について準用する。

（財政運営）

第18条 市は、中期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。

2 市長は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。

（行政評価）

第19条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市長等は、市民の視点に立った外部評価を取り入れるものとする。

2 市長等は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政評価の結果及びこれに対する市民の意見を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

（公正で信頼の置ける行政運営の確保）

第20条 市は、公正で信頼の置ける行政運営を確保するため、監査委員制度及び外部監査制度のほか、必要な制度の整備を進めるものとする。

2 市は、行政運営における市民の権利利益を擁護し、並びに行政を監視し、及び行政の改善を図るため、別に条例で定めるところにより、オンブズマンを置くものとする。

3 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を明らかにするものとする。

第6章 基本原則によるまちづくりの推進

第1節 市民参加の推進

（市政への市民参加の推進）

第21条 市は、市政への市民参加を保障するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。

2 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民の参加を進め、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

3 市は、市政への市民参加の機会を設ける場合には、次の事項に配慮するものとする。

(1) 実施の時期が適切であること。

(2) 効果的かつ効率的な方法によること。

(3) 事案に関係する市民又は地域に係る市民が参加できること。

(4) 性別、年齢、障がいの有無、経済状況、文化的背景、国籍等により不当に不利益を受けないこと。

4 市長等は、附属機関について、その設置の目的等に応じ、委員の一部を公募することなどにより、幅広い市民が参加できるよう努めなければならない。

5 市は、本市の重要な政策の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図るため、重要な政策案についての意見公募制度を設けるものとする。

6 市は、市政に関する市民からの提案について、これを反映する仕組みを整備するものとする。

7 市は、市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする。

（住民投票）

第22条 市は、市政に関する重要な事項について、住民（市内に住所を有する者（法人を除く。）をいう。）の意思を確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(市民によるまちづくり活動の促進)

第23条 市は、市民との協働によるまちづくりを進めるため、市民によるまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、適切な支援を行うものとする。この場合において、市は、必要な条例等を整備するものとする。

2 市は、まちづくりについて、市民が自ら学び、考えることができる環境づくりに努めなければならない。

(青少年や子どものまちづくりへの参加)

第24条 市及び市民は、青少年や子どもがまちづくりに参加することができるよう、必要な配慮に努めなければならない。

第2節 情報共有の推進

(情報公開)

第25条 市は、市政に関して、市民に説明する責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、市が保有する公文書を適正に公開するものとする。

(情報提供)

第26条 市長等は、まちづくりに必要な情報について、速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供するよう努めるものとする。この場合において、市長等は、まちづくりに必要な情報の収集及び適切な管理に努めなければならない。

2 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、適切な情報伝達手段により、市民に積極的に提供するものとする。

(個人情報の保護)

第27条 市は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。

第3節 身近な地域におけるまちづくりの推進

(まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくり)

第28条 市は、まちづくりセンターを拠点として、地域住民との協働により、地域の特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。

2 まちづくりセンターは、町内会、自治会等の地縁による団体若しくは地域においてまちづくり活動を行うもの(地縁による団体を除く。)又はこれらの団体等により構成されるまちづくり協議会その他の団体が行うまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、次に掲げる支援を適切に行うものとする。

- (1) まちづくり活動の場及び機会の充実に関すること。
- (2) まちづくり活動に資する情報の共有に関すること。
- (3) まちづくり活動を行う団体間の連携の促進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、まちづくり活動に資する取組に関すること。

(区におけるまちづくり)

第29条 市は、区役所を拠点として、区民との協働により、区の課題及びその特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。

2 市は、区における課題について、区民の意向を把握するとともに、区民の合意を形成するための意見調整の場を設けるなどの支援を行い、その合意された意見を市政に反映するよう努めるものとする。

3 市は、複数の区に関する課題について、関係する区民の調整が図られるよう必要な支援を行うものとする。

第7章 他の自治体等との連携・協力

(他の自治体等との連携・協力)

第30条 市は、他の自治体と共通するまちづくりの課題について、関係する自治体との連携を図り、その解決に努めるものとする。

- 2 市は、まちづくりの課題について、必要に応じ、北海道、国等と連携・協力するとともに、関係する制度の整備等の提案を行うものとする。
- 3 市は、海外の自治体、組織等との連携・協力を深めるとともに、得られた情報や知恵を札幌のまちづくりに生かすものとする。

第8章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価及びこの条例の見直し

(市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価)

第31条 市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならない。

- 2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。
(この条例の見直し)

第32条 市は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。

(市民自治推進会議)

第33条 前2条の規定による市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度についての評価及びこの条例の規定についての検討を行うため、札幌市市民自治推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議は、委員7人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験者、公募した市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、第2項の委員のほか、推進会議に臨時委員を置くことができる。
- 7 推進会議に、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則（平成18年条例第41号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第42号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(札幌市自治基本条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に札幌市市民自治推進会議（第1条の規定による改正後の札幌市自治基本条例第33条第1項に規定する札幌市市民自治推進会議をいう。以下同じ。）に相当する合議体（以下「旧推進会議」という。）の委員である者は、この条例の施行の日、同条第3項の規定により札幌市市民自治推進会議の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、同日における旧推進会議の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

札幌市市民自治推進会議規則

平成 26 年 10 月 6 日規則第 52 号
改正 平成 28 年 3 月 31 日規則第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、札幌市自治基本条例（平成 18 年条例第 41 号）第 33 条第 8 項の規定に基づき、札幌市市民自治推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(座長)

第 2 条 推進会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第 3 条 臨時委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項等に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

(会議)

第 4 条 推進会議の会議は、座長が招集する。

2 座長は、推進会議の会議の議長となる。

3 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 5 条 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第 6 条 部会は、推進会議の議決により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を推進会議に報告する。

2 部会は、座長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、座長がこれを指名する。

4 部会長は、部会を代表し、部会の事務を総理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に所属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 前 2 条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「推進会議」とあるのは「部会」と、第 4 条第 1 項及び第 2 項中「座長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 7 条 推進会議の庶務は、市民文化局において行う。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が推進会議に諮って定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第 2 条第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の推進会議に相当する合議体の座長又はその職務を代理する委員である者は、それぞれこの規則の施行の日に推進会議の座長又はその職務を代理する委員として定められ、又は指名されたものとみなす。

附 則（平成 28 年規則第 21 号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

第4次市民自治推進会議 委員名簿

※ 2020年(令和2年)3月18日委嘱、座長以外50音順、敬称略

いしぐろ まさと 石黒 匡人 (座長)	小樽商科大学商学部 教授
いけだ まゆみ 池田 真弓	市民委員
しばた たかゆき 柴田 崇行	旭水町内会 顧問
すずき かつのり 鈴木 克典	北星学園大学経済学部 教授
たけおか あきこ 武岡 明子	札幌大学地域共創学群 教授
みなかわ さとし 皆川 智司	市民委員
みやもと かなで 宮本 奏	NPOファシリテーションきたのわ 代表

札幌市の主な施策・制度の整備及び運用の状況

(1) 第2章 市民（第6条～第9条）

ア 市政の情報を知る権利（第7条）

第7条では、すべての市民は、市政に関する情報の公開又は提供を求めることができることを規定している。

札幌市では、情報公開条例（2000年（平成12年）4月施行）に基づき、市民の知る権利を具現化するため、情報公開の総合的な推進を行っている。

イ 事業者の責務（第9条）

第9条では、事業者の責務として、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めることを規定している。

札幌市では、企業と連携してまちづくり活動を行うための体制の構築に取り組んでおり、令和元年度からは、新たに地域のまちづくり活動に積極的に取り組む企業の認定制度を設けて、その活動を広く周知するなど、企業の社会貢献活動を支援している。[表1]

表1 企業との連携・協働に関する取組（第9条関係）

取組	概要	実績
さっぽろまちづくり スマイル企業認定制度 [市民文化局市民自治推進室]	地域のまちづくり活動に積極的に取り組む 企業を認定する制度（R1～）	(R2) 登録企業 54 社・認定企 業 47 社
さっぽろまちづくり パートナー協定 [市民文化局市民自治推進室]	企業と札幌市がまちづくりに関して協力体 制を築くための包括的な協定（H20～）	(R2) 25 社・団体と 18 協定 を締結

(2) 第3章 議会及び議員（第10条～第12条）

札幌市議会では、市民に対し議会の役割や活動原則を明らかにするとともに、議員の活動原則、市民と議会の関係など、議会に関する基本的な事項を定めた「札幌市議会基本条例」を制定し、2013年（平成25年）4月に施行した。

条例第11条では、議会は、審議に関する情報の公開や、市民への活動内容の情報提供などにより、市民に開かれた議会運営に努めることが規定されている。

札幌市議会では、インターネットによる議会の動画配信や広報誌等により市民に幅広く議会の情報を提供し、市民にとって開かれた議会を実現するための取組を行っている。[表2]

表2 市民に開かれた議会の推進に関する取組（第11条関係）

取組	概要・実績
議会基本条例 [市議会]	議会の役割や活動原則を明らかにするとともに、議員の活動原則、市民と議会の関係など、議会に関する基本的な事項を定める、議会の最高規範としての条例（H25.4 施行）
会議の動画配信 [市議会]	・インターネットによる本会議の動画配信（H17～） ・インターネットによる特別委員会の動画配信（H24～）
議会に関する情報提供 [市議会]	・「議会だより」の発行（年4回） ・子ども向けのキッズページ「なるほどギカイ」の設置

(3) 第4章 市長及び職員（第13条～第15条）

ア 市長の役割・責務（第13条）

条例第13条では、市長は市民の意思を把握し、市政の運営に反映させることなどが規定されている。

札幌市では、市民の声を聞く課及び各区広聴係で実施している個別広聴、市民が市長と直接対話できる集団広聴の機会を設けているほか、各種アンケート調査等を実施している。令和元年度からは新たな集団広聴の取組として「市長とじっくりトーク」の実施、平成28年度から「市政世論調査」と「市民アンケート調査」を統合し、名称を「市民意識調査」に改めて実施するなど、各種の見直しを行いつつも継続的な市民意識の把握に努めている。[表3][表4]

表3 集団広聴の取組（第13条関係）

取組	概要	実績
市長とじっくりトーク [総務局広報部]	市政に関するテーマについて、テーマに関連の深い対話者と市長がじっくりと率直な意見交換を行う（R1～）	年1～3回
サッポロスマイルトーク [総務局広報部]	市政の課題等をテーマとして、関わりのある市民と市長が、誰もが自由に傍聴できる開放的な場で直接対話を行う（H27～）	年1～3回

表4 市民の意識を把握するためのアンケート調査（第13条関係）

取組	概要	実績
市民意識調査 [総務局広報部]	各施策や事業についての周知度や要望を把握し施策推進の参考とするためのアンケート調査（H28～）	年4回、各回5,000人
インターネットアンケート調査 [総務局広報部]	市民のニーズや各種事業等への意見を把握し施策推進の参考とするための、民間インターネット調査会社が保有する多数のモニターを活用したアンケート調査（H27～）	年10回程度、各回480人

指標達成度調査(事業の効果に関する市民意識調査) [総務局改革推進室]	各事業に対する市民意見を採取し、事業の効果・成果を効率的に把握するためのアンケート調査	年1回、各回4,000人
市民自治に関するアンケート調査 [市民文化局市民自治推進室]	「情報共有」「市民参加」に対する意識や市の取組への評価等を調査するためのアンケート調査	・H21・H26に実施(郵送)各回5,000人 ・H28・R1に実施 (広報部のインターネットアンケート調査を活用)各回480人

イ 職員の責務・職員の育成(第14条・第15条)

条例第14条では、職員の責務として、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力向上に努めることなどを規定している。また、第15条では、市長その他の任命権者の責務として、市民自治によるまちづくりを推進する職員の育成に努めることを規定している。

札幌市では、市民自治推進本部の設置などを通して、職員に市民自治の意識を定着させ、職員が自ら市民自治の推進に取り組むための環境整備に努めているほか、市民自治によるまちづくりを推進する職員を育成するため、札幌市職員人材育成基本方針において「市民志向－市民の視点に立って考え、行動し、期待に応える職員」等の目指すべき職員像を掲げ、その実現に向けた研修等を実施している。[表5]

表5 市民自治に関する職員研修(第14条・第15条関係)

取組	概要	実績
新採用職員研修 [総務局自治研修センター]	新採用職員研修の科目として実施 ・自治基本条例(H19～)、まちづくりセンター研修(センター訪問による実習を含む)(H24～) ※新型コロナウイルス感染症の影響によりセンター訪問は中止(R2、R3)。	年1回
自主学習システム [総務局自治研修センター]	イントラネットを活用した職員のための職場学習システム「e-ラーニング」に自治基本条例の科目を配信	

(4) 第5章 行政運営の基本(第16条～第20条)

条例第16条では、行政運営の基本として、市長は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならないことなどを規定している。また、条例第17条では市の行政運営の総合計画、第18条では財政、第19条では行政評価について、それぞれ市民の意見を聴き、市民に分かりやすく公表することで、透明性の高い行政運営を行うことを規定している。

札幌市では、札幌市まちづくり戦略ビジョンなどの各種計画の策定や予算・決算及び行政評価において、市民意見を適切に聴取しその反映に努めているとともに、市民にとって分かりやすい形で情報提供を行うよう努めている。[表6]

表6 市民自治の趣旨を踏まえた行政運営の取組（第16条～第19条関係）

取組	概要・実績
札幌市まちづくり戦略ビジョン [まちづくり政策局政策企画部]	今後10年間の新たなまちづくりの指針（H25.10策定）
札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019 [総務局改革推進室] [まちづくり政策局政策企画部] [財政局財政部]	札幌市まちづくり戦略ビジョンを実現するための中期実施計画R1～R4年度までの4年間を計画期間として、まちづくりの取組における全ての政策的事業を網羅しているほか、計画の実効性を担保するため、計画期間の収支を推計した「中期財政フレーム」を設定し、まちづくりの取組と行財政運営の取組を一体化している。また、SDGs（持続可能な開発目標）に係る視点を導入（R1.12策定）
予算・決算その他財政状況の公表 [財政局財政部]	・予算編成方針及び編成過程の公表 ・広報さっぽろにおける予算・決算、財政状況等の情報提供 ・財政状況を分かり易く解説した「さっぽろのおサイフ」の発行 ・統一的な基準による財務書類の公表
行政評価制度 [総務局改革推進室]	・内部の視点からの評価 ・行政評価委員会による外部の視点からの評価 ・事業評価調書の公表 ・市民参加ワークショップによる市民意見の収集※ <small>※令和2年及び令和3年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とした。</small>

(5) 第6章 基本原則によるまちづくりの推進（第21条～第29条）

ア 市政への市民参加の推進（第21条）

条例第21条では、市は、市民参加の機会保障及び制度充実に努めることとされており、市民参加における配慮事項、附属機関における市民委員の公募、意見公募制度、市民提案の反映、市民参加を進めるための条例等の整備等について規定している。

札幌市では、附属機関における市民委員の公募やパブリックコメントなどの制度的な仕組みに加えて、市民参加の情報をホームページやメールマガジン等で提供する取組を通して、市民参加の推進に取り組んでいる。[表7]

表7 市民参加の推進のための取組（第21条関係）

取組	概要	実績
附属機関における市民委員の公募制度 [総務局行政部]	委員の選任において、設置目的、審議内容等を勘案のうえ、公募制を実施することを規定	公募委員を導入している附属機関の割合 (H30)30.5%、(R1)30.2% (R2)29.9%
パブリックコメント [各部署]	条例や計画等の策定に際し、市民に案を示し意見を募集する制度	実施案件数 (H30)24件、(R1)23件 (R2)18件
市民参加メールマガジン [市民文化局市民自治推進室]	登録者に対して、市政やまちづくり活動への市民参加の情報を提供（H24～）	（R3.12時点） 登録者524名 提供情報累計330件
市民参加実施予定の公表 [市民文化局市民自治推進室]	各部署の市民参加の実施予定を取りまとめて「市民参加通信」としてホームページ等で公表（H21～）	実施結果件数 (H30)180件、(R1)177件 (R2)125件

デジタルサイネージによる 情報提供 [市民文化局市民自治推進室]	本庁舎の正面出入口の風除室内にデジタルサイネージを設置し、市民参加情報を提示(H26～)	
--	--	--

イ 市民によるまちづくり活動の促進（第23条）

条例第23条では、市は、市民によるまちづくり活動を促進するために必要な支援を行うとともに、市民が学び、考えることができる環境づくりに努めるべきことを規定している。

札幌市では、市民まちづくり活動促進のために必要な基本的な理念や市民、事業者及び市の役割並びに必要な施策の基本的な事項を定めた「市民まちづくり活動促進条例」を制定し、2008年（平成20年）4月に施行した。

この市民まちづくり活動促進条例に基づき、市民、事業者、市が連携協力してまちづくりを進めるため取組を行っているほか、複雑・多様化する地域課題の解決に向けた支援として、地域活動の担い手となる人材の育成、地域活動の場の整備に対する助成、町内会やNPO等多様な主体の連携を促す事業等を実施している。[表8]

表8 市民によるまちづくり活動を促進するための取組（第23条関係）

取組	概要	実績
札幌市市民まちづくり活動促進条例 [市民文化局市民自治推進室]	自治基本条例第23条第1項に基づき、市民まちづくり活動促進のために必要な基本的な理念や市民、事業者及び市の役割並びに必要な施策の基本的な事項を定めた条例(H20.4 施行)	
札幌市市民まちづくり活動促進基本計画 [市民文化局市民自治推進室]	市民まちづくり活動促進条例に基づき、市民まちづくり活動の促進に関する施策を総合的・計画的に推進するための基本計画(H21～)	第1期(H21～H25) 第2期(H26～H30) 第3期(R1～R5)
地域まちづくり人材育成事業 [市民文化局市民自治推進室]	まちづくり活動団体による課題解決を担う人材育成のため、コーディネート等に関する知識等を習得するセミナーを開催(H28～)	セミナー等受講者数 (H30)29名、(R1)71名 (R2)44名
新たな活動の場創設支援事業 [市民文化局市民自治推進室]	地域のまちづくり活動活性化のため、地域課題解決に向けた住民主体のまちづくり活動と、その場所となる施設改修を結び付けた企画提案を募集し、費用を補助(R1～)	(H30～R2) 2件を採択・助成 ※前身事業の「地域活動の場整備支援事業」含む
地域課題解決のためのネットワーク構築事業 [市民文化局市民自治推進室]	地域課題の解決に向け、多様な活動主体のネットワーク構築を図るため、NPOが他団体と連携し、継続的に地域の課題解決等に取り組む事業に対し補助金を交付(H28～)	(H30～R2 累計) 【ネットワーク事業】 補助対象事業 10件 【地域連携促進事業】 補助対象事業 51件
札幌市市民まちづくり活動促進基金（さぼーとほっと基金） [市民文化局市民自治推進室]	寄付金を募り、町内会、ボランティア団体、NPO等が行うまちづくり活動に対して助成を行う(H20～)	(R2までの累計) 寄付額 約11.5億円 約1,500の活動に助成

ウ 青少年や子どものまちづくりへの参加（第24条）

条例第24条では、市及び市民は、青少年や子どもがまちづくりに参加することができるよう、必要な配慮に努めることを規定している。

札幌市では、子どもの権利の保障を総合的に規定した「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」を2009年（平成21年）4月に施行し、同条例で子どもの参加のための配慮について規定し、子どもが市政やまちづくりに参加するための機会の提供に努めている。また、地域のまちづくり活動の担い手を発掘・育成するため、将来のまちづくりの主役である小・中学生、高校生及び大学生などの若者を対象に、地域活動への参加促進の取組を進めている。[表9]

表9 子どもの参加を推進するための取組（第24条関係）

取組	概要	実績
札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例 [子ども未来局子ども育成部]	子どもの権利の保障を進めるための条例（H21.4 施行）	
札幌市子どもの権利に関する推進計画 [子ども未来局子ども育成部]	子どもの最善の利益を実現するための権利条例に基づき、条例の理念の実現に向けた取組を整理した計画（H23～）	第1次（H23～H26） 第2次（H27～R1） 第3次（R2～R6）
子ども議会 [子ども未来局子ども育成部]	市内の子どもたちが子ども議員として、札幌のまちづくりについて考え、話し合った内容を発表する取組（H13～）	(H30)小4～高3の計48名参加 (R1)小4～中3の計19名参加 (R2)小4～中3の計10名参加
キッズコメント [各部署]	パブリックコメントに併せて、小5～中3の児童・生徒に対して実施（H23～）	実施案件数・意見数 (H30)2件、意見数719 (R1)3件、意見数1,780 (R2)1件、意見数157
次世代の活動の担い手育成事業 [市民文化局市民自治推進室]	小・中学生、高校生及び大学生などの若者を対象に、まちづくり活動参加への機会創出及び意識醸成を図る（H29～）	ゲームを通じたまちづくり活動の学習、まちづくり活動実践者等との意見交換会、ボランティア活動の実践、まちづくりイベントへの参加等
子どもまちづくり手引書 [市民文化局市民自治推進室]	希望する市内の小中学校を対象に無償配付している、札幌市のまちづくりを学ぶための手引書	
中学校3年生社会科副読本「10年後の札幌はどうなるの？」 [まちづくり政策局政策企画部]	中学生向けにまちづくり戦略ビジョンの内容を分かりやすくまとめたパンフレット	

エ 情報公開（第25条）

条例第25条では、市は、市民に対する説明責任を果たすため、市が保有する公文書を公開することを規定している。

札幌市では、既存の情報公開条例に加えて、公文書管理条例を2013年（平成25年）4月に施行した。また、同年7月には札幌市公文書館を開設するとともに札幌市公文書館条例を施行し、市民が特定重要公文書を閲覧することを可能にした。[表10]

表 10 公文書の公開に関する取組（第 25 条関係）

取 組	概 要・実 績
公文書管理条例 [総務局行政部]	公文書の適正な管理と、保存期間が満了した公文書のうち市政上重要なもの（特定重要公文書）を永久保存して、広く市民に利用していただくためのルールを定めた条例（H25.4 施行）
札幌市公文書館 [総務局行政部]	特定重要公文書を整理・保存し、市民の閲覧に供するための施設（H25.7 開設）

オ 情報提供（第 26 条）

条例第 26 条では、市長等は、まちづくりに必要な情報について、速やかに、かつ分かりやすく市民に提供することを規定している。

札幌市では、「広報さっぽろ」に代表される市政広報誌や、各種パンフレット類を配布しているほか、インターネットを活用し、ホームページでの情報提供に加えて、ソーシャルメディアを活用した情報発信も行っている。[表 11]

表 11 ソーシャルメディアを活用した情報提供（第 26 条関係）

■Twitter アカウント一覧

アカウント名	情報発信の概要
札幌市広報部	市公式ホームページの新着情報、各種施策、防災情報、札幌の四季折々の情景
札幌市観光・MICE 推進部	札幌の観光に関する情報
マルヤマン@円山動物園（公式）	円山動物園に関する情報や動物写真
札幌市交通局	イベント情報を中心に、札幌市交通局からのお知らせ情報
札幌市中央卸売市場	旬の道産食材や、食材の調理方法、中央卸売市場で行うイベントなどの情報
しろくま@札幌市消費者センター	暮らしの中で役立つ消費生活（日常生活）に関する情報
きよっちNEWS	清田区が開催する地域のイベント情報や、清田区マスコットキャラクター「きよっち」に関する情報等
札幌市動物管理センター	動物管理センターが主催するイベントや収容動物に関する情報
めいすいくんのつぶやき@札幌市選管（公式）	選挙に関する豆知識や投票率などを、明るい選挙のイメージキャラクター「選挙のめいすいくん」がつぶやく
札幌こころのセンター	札幌市精神保健福祉センター（札幌こころのセンター）で実施するイベント情報や精神保健福祉関係に役立つ情報
札幌 UI ターン就職センター	北海道・札幌への UI ターン就職希望者の支援を行う窓口「札幌 UI ターン就職センター」に関する情報
新さっぽろ音楽の日～Music Pocket～	厚別区・地域企業・地域団体が主体となって開催する「新さっぽろ音楽の日～Music Pocket～」に関する情報
札幌市公文書館	公文書館が所蔵する公文書・資料紹介のほか、歴史情報やイベント情報

市民農業講座 「さっぽろ農学校」	農業講座等に関する情報
札幌市地下鉄運行情報	地下鉄運行に異常があった際、ホームページ運行情報の更新があったことをお知らせする
カッコー先生公式	札幌市の生物多様性 PR キャラクターカッコー先生の公式 Twitter。生物多様性保全の取り組み等の情報
札幌市危機管理対策室 Twitter	発令された避難情報や避難所の開設状況などの災害に関する情報
札幌市ごみ減量キャンペーン 2021	食品ロス・使い捨てプラスチック製品の削減を主なテーマとした「ごみ減量キャンペーン 2021」に関する情報
札幌市子ども未来局	子育て支援や若者支援など、子ども未来局の事業に関する情報
LiNK sapporo	様々な困難を抱えた若年女性を対象とした支援に関する情報のツイート、悩みごとの相談対応を行う
札幌市消防局	火災予防・消火・救急・救助など、消防に関する安全・安心のための情報

■Facebook アカウント一覧

アカウント名	情報発信の概要
札幌市長 秋元 克広	市長の動向について、活動記録を中心に記事や写真を投稿
SAPPORO SMILE	シティプロモート戦略に基づいて「笑顔になれる街」をコンセプトに推進する SAPPORO SMILE の情報を発信
さっぽろコミュニケーション	食品ロスの削減や使い捨てプラスチックの削減など、ごみの減量に役立つ情報を発信
市立札幌病院 公式 Facebook	市立札幌病院が開催するイベント・講演会の案内、当院の取組の情報を発信
Sapporo Today	札幌の旬の話題を、札幌市国際交流員が日本語、英語、中国語、ドイツ語、フランス語、韓国語、ロシア語で発信
札幌市立高校 Facebook ページ	札幌市立高校の特色や魅力を発信
札幌市図書・情報館 Facebook ページ	仕事や暮らしに役立つ課題解決型図書館「札幌市図書・情報館」の魅力や特徴を発信
しろくま@札幌市 消費者センター Facebook ページ	暮らしの中で役立つ消費生活（日常生活）に関する情報を発信
ここシェルジュ SAPPORO Facebook ページ	子育て女性をサポートする窓口「ここシェルジュ SAPPORO」で開催するセミナー情報などを発信
札幌 UI ターン就職センター Sapporo UI 就職ナビ	北海道・札幌への UI ターン就職希望者の支援を行う窓口「札幌 UI ターン就職センター」に関する情報を発信
札幌市公文書館 Facebook ページ	公文書館が所蔵する公文書・資料紹介のほか、歴史情報やイベント情報を発信

マチトモ Facebook ページ	次世代の活動の担い手がまちづくり活動に参加する様子などの情報を発信
きよっち NEWS Facebook ページ	清田区が開催する地域のイベント情報や、清田区マスコットキャラクター「きよっち」に関する情報等を発信
東区ウォーキング情報 Facebook ページ	東区が実施する「生活に密着したウォーキング普及事業」に関する情報を発信
新オトナ倶楽部	高齢者の社会参加促進に係る試行事業「新オトナ倶楽部」に関する情報を発信

■Instagram アカウント一覧

アカウント名	情報発信の概要
SAPPORO SMILE OFFICIAL	シティプロモート戦略に基づいて「笑顔になれる街」をコンセプトに推進する SAPPORO SMILE の情報を発信
札幌市図書・情報館	仕事や暮らしに役立つ課題解決型図書館「札幌市図書・情報館」の魅力や特徴を発信
ここシェルジュ SAPPORO	子育て女性をサポートする窓口「ここシェルジュ SAPPORO」で開催するセミナー情報などを発信
札幌 UI ターン就職センター	北海道・札幌への UI ターン就職希望者の支援を行う窓口「札幌 UI ターン就職センター」に関する情報を発信
新さっぽろ音楽の日 ～Music Pocket～	厚別区・地域企業・地域団体が主体となって開催する「新さっぽろ音楽の日～Music Pocket～」に関する情報を発信
札幌市公文書館	公文書館が所蔵する公文書・資料紹介のほか、歴史情報やイベント情報を発信
きよっち NEWS	清田区が開催する地域のイベント情報や、清田区マスコットキャラクター「きよっち」に関する情報等を発信
マチトモ	次世代の活動の担い手がまちづくり活動に参加する様子などの情報を発信
東区ウォーキング	東区が実施する「生活に密着したウォーキング普及事業」に関する情報を発信
札幌市民防災センター	札幌市民防災センターの施設紹介やイベント情報等を発信
札幌市ごみ減量キャンペーン 2021	食品ロス・使い捨てプラスチック製品の削減を主なテーマとした「ごみ減量キャンペーン 2021」に関する情報を発信

■LINE アカウント一覧

アカウント名	情報発信の概要
札幌市公式LINE	災害情報やイベント情報など市政等に関する情報を発信（イベント情報は、配信を希望するコンテンツや区、施設等を選択し、必要な情報のみ受け取ることが可能）
ここシェルジュ SAPPORO	子育て女性をサポートする窓口「ここシェルジュ SAPPORO」で開催するセミナー情報などを発信
札幌市子どもアシストセンター	子どもからの相談に幅広く応じ、適切な助言や支援を行うため、LINE による相談を実施
特定健診医療機関検索	特定健診の実施医療機関をキーワードや位置情報から検索できる
札幌 UI ターン就職センター	北海道・札幌への UI ターン就職希望者の支援を行う窓口「札幌 UI ターン就職センター」に関する情報を発信

札幌市ひとり親家庭支援	ひとり親家庭向けの支援制度や相談窓口等の案内などを発信
LiNK sapporo	様々な困難を抱えた若年女性を対象に、LINE による悩みごとの相談に対応

■YouTube アカウント一覧

アカウント名	情報発信の概要
Sapporo PRD	札幌にまつわる動画を掲載

カ まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくり（第28条）

条例第28条では、まちづくりセンターの役割等についても規定している。

札幌市では、まちづくりセンターを、地域におけるまちづくり活動の拠点として位置づけ、地域の支援に継続して取り組んでいる。

また、まちづくりセンターの運営を地域に委託する「まちづくりセンター地域自主運営」の制度を2010年（平成20年）10月から開始し、現在、9か所のまちづくりセンターが自主運営を行っている。自主運営を行っているまちづくりセンターは、地域活動ビジョンを策定することで毎年交付される地域交付金を、地域の実情に応じたさまざまなまちづくり活動に活用しており、条例の本旨である「市民が主役のまちづくり」の実現に寄与している。[表12]

表12 身近な地域のまちづくり活動を支援するための取組（第28条関係）

取組	概要	実績
まちづくりセンター地域自主運営制度 [市民文化局市民自治推進室]	地域の創意工夫を生かした主体的なまちづくり活動を行うため、まちづくりセンターの運営を地域団体に委託する（H20～）	(R3.4) 9か所
地域マネジメント推進事業 [市民文化局市民自治推進室]	将来の展望とその実現に向けた活動指針である「地域まちづくりビジョン」の策定を支援し、同ビジョン実現のための活動に対するスタートアップ支援の助成金を交付する（H27～）	(H30～R2) 6か所
町内会活動総合支援事業 [市民文化局市民自治推進室]	町内会への加入を促進するとともに、町内会活動の支援や担い手育成を支援し、町内会の活性化を図るための取組（H25～）	各種広告媒体での啓発、加入促進イベントの実施、町内会アドバイザー派遣制度等

キ 区におけるまちづくり（第29条）

条例第29条では、市は、区役所を拠点として、区民との協働により、区の課題や特性を踏まえたまちづくりを進めることなどが規定されている。

札幌市では、従前から、各区が裁量により区のまちづくり活動に活用できる「元気なまちづくり支援事業」を実施し、区の特性を生かしたまちづくり活動への支援を行っていたが、2016年（平成28年）度からは、当事業を「未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業」へと再編し、従前の支援のほか、地域課題解決に向けた地域活動主体のネットワーク化を促進するための取組等に対する支援の制度を設け、地域のまちづくり活動への支援の強化の取組を行っている。

(6) 第7章 他の自治体との連携・協力（第30条）

条例第30条では、海外を含めた他の自治体等との連携について規定しており、札幌市では「さっぽろ連携中枢都市圏」を形成して近隣11市町村と連携した取組を行うなど、主に北海道内の自治体との連携の推進に努めている。

また、国際化推進施策の基本的な考え方や関連する市の施策を国際化推進の観点から体系的にとりまとめた「札幌市国際戦略プラン」を策定し、創造性と活力あふれ、誰もが住みたくなる国際都市を目指すための施策を展開している。[表13]

表13 他の自治体との連携の取組及び国際戦略（第30条関係）

取組	概要・実績
さっぽろ連携中枢都市圏 [まちづくり政策局政策企画部]	圏域内の活力を維持し、魅力あるまちづくりを進めるため、札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町の8市3町1村で形成される圏域（H31.3～）
道内連携の推進 [まちづくり政策局政策企画部]	さっぽろ圏の住民と道内市町村をつなぐことによりまちづくり活動の促進等を行う「さっぽろ圏ふるさと応援隊」の実施や、道内市町村や団体等が「札幌」が使いやすくなるための情報をまとめた「札幌☆取扱説明書」の発行、札幌の都市機能を活用した道内各地域の魅力発信等
札幌市国際戦略プラン [総務局国際部]	人口減少やグローバル化の進展など、札幌を取り巻く社会・経済状況の変化に対応し、新たな創成期にふさわしい国際都市さっぽろの実現を目指すための計画（H26.3策定）

(7) 第8章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価及び条例の見直し（第31条～第33条）

条例第31条では、市の施策・制度の整備及び運用について評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならないことが規定されている。札幌市は、この評価及び見直しを行うための仕組みとして推進会議を設置しているほか、市民ワークショップや事業評価における内部評価を行っている。[表14]

表14 市の施策・制度の評価及び自治基本条例の見直しに関する取組（第31～33条関係）

取組	概要	実績
市民自治推進会議 [市民文化局市民自治推進室]	市の施策・制度の評価及び自治基本条例の規定についての検討を行うための附属機関（H23.3～）	第1次（H23.3～H25.3） 第2次（H26.6～H27.3） 第3次（H27.7～H29.7） 第4次（R2.3～R4.3）
市民自治を考える市民ワークショップ [市民文化局市民自治推進室]	条例に基づく市の情報共有・市民参加等の取組の評価にあたり市民の意見を聴くためのワークショップ（H20.2～）	年1回開催
事業評価における市民自治の取組の評価 [市民文化局市民自治推進室]	行政評価の一環として実施する事業評価において、市民参加の実施状況に関する内部評価を行う（H27～）	年1回実施

第4次市民自治推進会議の概要・資料

「■会議資料」の項目には、会議で配付・使用した資料を記載しており、【 】は当該資料の本書への掲載ページを示す。

なお、「札幌市自治基本条例の現状評価、課題について」（第4回資料1、第5回資料1、第6回資料1、第7回資料1）は、同一の資料を使い、各回会議の都度加筆していく形式のため、第4回から第7回までの分は掲載を省略し、完成版となる第8回資料1のみを掲載している。同様に「第4次市民自治推進会議 報告書作成に向けた論点整理」（第7回資料6）についても、完成版となる第8回資料3のみを掲載している。

また、本報告書の素案（第10回資料1、第11回資料1）及び既に冊子として別途作成・公表されている資料についても掲載を省略している。

第1回 2020年(令和2年)3月18日(水) 10:00~12:00 札幌市役所13階1号会議室
--

■出席委員 全員（7名）

■会議の概要

① 委員の委嘱

当推進会議の発足に伴い、公募の市民委員2名を含む委員7名の委嘱を行った。

② 座長の選出

市民自治推進会議規則第2条第1項に基づき、委員の互選により石黒委員を座長に選出した。

③ 事務局からの説明

・会議の目的及びスケジュールについて

当推進会議では、令和3年度までに概ね9回の会議を開催する予定であり、条例第31条に基づく市の施策及び制度の評価と条例第32条に基づく条例の規定の検討、更には前期の第3次推進会議で検討の視点が整理された、市民参加条例の在り方に係る検討を行うことを説明した。

・これまでの議論の状況、札幌市の取組について

第2回会議で議論するテーマである「市民参加条例の在り方の検討」に向け、これまでの推進会議における議論の状況や、札幌市の市民参加の主な取組、令和元年度に実施した市民インターネットアンケート調査の概要等について説明した。

■会議資料

- ・資料1 市民自治推進会議委員名簿【■ページ】
- ・資料2 市民自治推進会議関係規程【■～■ページ】
- ・資料3 第4次市民自治推進会議について【■ページ】
- ・資料4 第3次市民自治推進会議「市民参加条例の検討に向けた視点について（報告書）」の概要【■～■ページ】
- ・資料5 市民インターネットアンケート調査（速報版）【■～■ページ】
- ・資料6 札幌市における市政への市民参加の主な取組【■～■ページ】

■出席委員 全員(7名)

■会議の概要

①事務局からの説明

・市民ワークショップ、市民インターネットアンケート調査

令和元年度開催の市民ワークショップの概要、第1回会議で説明した市民インターネットアンケート調査の自由記載欄の内容等について説明を行った。

・他自治体及び札幌市の条例等

他の自治体で既に制定されている市民参加条例等の特色、札幌市における市民参加に関連する条例や要綱等の概要に関する説明を行った。

・市民自治推進に関する札幌市の評価

市民自治・市民参加の取組について、札幌市としてどう評価しているかを捉えるため、市民自治推進本部の会議資料、行政評価における事業評価調書の内容について説明を行った。

・市民参加条例の検討に向けた視点の検証

第3次推進会議で整理された、市民参加条例を検討するにあたっての7つの視点に基づき、今後の検討において参考となる情報をまとめた資料について説明した。

■会議資料

- ・資料1 市民自治を考える市民ワークショップ【表紙以外は冊子につき省略】
- ・資料2 市民インターネットアンケート調査(自由記載欄追加)【■ページ】
- ・資料3-1 他自治体の市民参加条例等について【■ページ】
- ・資料3-2 札幌市の市民参加関連条例・要綱等について【■～■ページ】
- ・資料4-1 平成27年度市民自治推進本部会議資料(抜粋)【■ページ】
- ・資料4-2 令和元年度行政評価事業評価調書(平成30年度事業)【■ページ】
- ・資料5 市民参加条例の検討に向けた視点の検証【■ページ】
- ・参考資料 第3次市民自治推進会議報告書(平成28年11月、平成29年10月)【冊子につき省略】

■出席委員 全員(7名)

■会議の内容

①事務局からの説明

・札幌市における市政への市民参加の主な取組

広聴事業を通じた市民意見の提案件数等、市民参加の状況について説明を行った。

② 市民参加条例の在り方に係る検討

市民参加条例の在り方について検討を行い、条例化にあたっての機を熟させるためにどういうことが必要か検討していくことが一応の意見の一致であった旨が確認され、次回以降の自治基本条例全体の見直しに向けた議論の中で、市民参加についても引き続き検討することでまとめられた。

■会議資料

- ・資料1 札幌市における市政への市民参加の主な取組【**■**～**■**ページ】
- ・資料1(補足) 令和元年度市民参加の実施結果一覧【**■**～**■**ページ】

第4回 2020年(令和2年)11月5日(木) 10:00～12:00 札幌市役所12階2号会議室
--

■出席委員 全員(7名)

■会議の概要

① 事務局からの説明

- ・自治基本条例に基づく市民自治の取組状況、今後のスケジュール等について
条例の現状評価や関連する主な取組、今後の作業スケジュール等について説明を行った。

② 条例第31条・第32条に基づく評価及び検討

条例の前文及び第1章から第5章(第1条から第20条まで)について、市の施策・制度の評価及び条例の規定についての検討を行った。

③ 令和2年度 市民自治を考える市民ワークショップのテーマに係る意見出し

令和3年2月に開催予定の市民ワークショップで取り上げるテーマについて、委員から意見を聴取した。

■会議資料

- ・資料1 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について【省略】
- ・資料2 市民自治推進会議の作業工程(案)【**■**ページ】
- ・資料3 札幌市における市民自治の主な取組の状況【**■**ページ】
- ・資料4 市民自治を考える市民ワークショップ(第2回会議資料の再掲)【冊子につき省略】

■出席委員 全員(7名)

■会議の概要

① 事務局からの説明

- ・自治基本条例に基づく市民自治の取組状況等について
条例の現状評価や関連する主な取組等について説明を行った。

② 条例第31条・第32条に基づく評価及び検討

- 条例の第6章(第21条から第22条まで)について、市の施策・制度の評価及び条例の規定についての検討を行った。

■会議資料

- ・資料1 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について【省略】
- ・資料2 札幌市における市民自治の主な取組の状況【[■](#)~[■](#)ページ】

■出席委員 全員(7名)

■会議の概要

① 事務局からの説明

- ・自治基本条例に基づく市民自治の取組状況等について
条例の現状評価や関連する主な取組等について説明を行った。
- ・市民インターネットアンケート調査結果、附属機関の委員状況等について
市民インターネットアンケート調査におけるクロス集計の結果、附属機関の委員に関する女性委員や公募委員の比率に係る状況等について説明を行った。

② 条例第31条・第32条に基づく評価及び検討

- 条例の第6章(第23条から第29条まで)について、市の施策・制度の評価及び条例の規定についての検討を行った。

■会議資料

- ・資料1 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について【省略】
- ・資料2-1 令和元年度市民インターネットアンケート調査(クロス集計表)【[■](#)~[■](#)ページ】
- ・資料2-2 平成28年度市民インターネットアンケート調査(クロス集計表)【[■](#)~[■](#)ページ】
- ・資料3 附属機関の委員状況【[■](#)~[■](#)ページ】

■出席委員 全員(7名)

■会議の概要

① 事務局からの説明

- ・自治基本条例に基づく市民自治の取組状況等について
条例の現状評価や関連する主な取組等について説明を行った。
- ・まちづくりセンター設置形態、子どもの権利条例、公文書公開請求等について
まちづくりセンターの設置形態等に係る内訳、子どもの権利条例に係る条文・取組の概要、公文書公開請求・個人情報開示請求等の実施状況等について説明を行った。
- ・報告書作成に向けての論点整理等について
次回の会議で議論を行う予定の、報告書作成に向けた構成案・掲載内容の論点となる項目等について説明を行った。

② 条例第31条・第32条に基づく評価及び検討

条例の第6章から第8章(第29条から第33条まで)について、市の施策・制度の評価及び条例の規定についての検討を行った。

■会議資料

- ・資料1 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について【省略】
- ・資料2 まちづくりセンターの設置形態等内訳【■～■ページ】
- ・資料3-1 「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」条文解説(抜粋)
【■～■ページ】
- ・資料3-2 「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」取組状況報告書(抜粋)
【■～■ページ】
- ・資料4 公文書公開請求・個人情報開示請求等の件数及び処理内容
- ・資料5 第4次市民自治推進会議 報告書の構成について(案)【■ページ】
- ・資料6 第4次市民自治推進会議 報告書作成に向けた論点整理【省略】
- ・参考資料 令和2年度市民自治を考える市民ワークショップ報告書【冊子につき省略】

■出席委員 全員(7名)

■会議の概要

① 事務局からの説明

- ・今後の作業工程等について

今後の作業工程として、今回の会議で報告書に掲載する事項について議論し、それをもとに事務局で報告書の素案を作成して、書面会議による素案の確認を経た後、更に次回の会議で最終的な報告書の内容を決定するというスケジュール案について説明し、各委員の了解を得た。

② 報告書作成に向けた検討

これまでの会議での審議内容をもとに、条例の見直しの要否等について検討を行ったが、時間内に全ての議論が終わらなかったため、次回の第9回会議で継続して検討を行うこととした。

■会議資料

- ・資料1 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について【■～■ページ】
- ・資料2 市民自治推進会議の作業工程（案）【■ページ】
- ・資料3 第4次市民自治推進会議 報告書作成に向けた論点整理【■～■ページ】
- ・資料4 第4次市民自治推進会議 報告書の構成について【■ページ】

第9回 2021年(令和3年)11月26日(金) 18:00～20:00 札幌市市民活動ポートセンター1・2会議室

■出席委員 全員(7名)

■会議の概要

① 報告書作成に向けた検討

報告書に掲載する事項について、前回の第8回会議で全ての議論が終わらなかったことから、引き続き条例の見直しの要否と、市の施策・制度に係る評価、報告書の構成について検討を行った。結果、条例の見直しの要否については、規定を見直す必要までには至らないが、各検討項目について当推進会議としての提言を示すべきとの結論に至った。

また、市の施策・制度に係る評価の内容について、これまでの会議における審議内容をもとに報告書を作成すること及び報告書の構成について、「条例第31条に基づく施策・制度の評価」、「条例第32条に基づく条例の規定についての検討結果」の順に掲載すること等を確認した。

② 事務局からの説明

・報告書の作成に向けて

これまでの会議における審議内容をもとに、事務局で報告書の素案を作成し、次回の第10回会議を書面会議形式で開催して当該素案の内容を各委員が確認するとともに、当該確認結果を踏まえ、第11回会議で報告書の最終的な内容を審議・決定するというスケジュール案について説明し、各委員の了解を得た。

■会議資料

資料なし(前回の第8回会議資料を使用)

第10回【書面会議】 2021年(令和3年)12月24日(金)～2022年(令和4年)1月14日(金)

■会議の概要

① 報告書作成に向けた素案内容の確認

報告書の素案について、書面会議の形式で内容を確認した。

■会議資料

- ・資料1 札幌市自治基本条例に基づく評価及び検討の結果について(素案)【省略】

第11回 2022年(令和4年)1月21日(金) 15:00～17:00 札幌市市民活動ポータルセンター3・4会議室

■出席委員 全員(7名)

■会議の概要

① 事務局からの説明

(会議終了後に作成)

② 報告書(素案)内容の審議

(会議終了後に作成)

③ 市民参加条例の在り方についての審議

(会議終了後に作成)

■会議資料

- ・資料1 札幌市自治基本条例に基づく評価及び検討の結果について(素案)【省略】
- ・資料2 市民参加条例の在り方についての検討【■ページ】